

# 令和2年度旭川市農業委員会第8回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和2年11月25日（水曜日）
- 2 開催時間 午前11時00分開会 午前11時20分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 19名  
1番・北原 浩美      2番・鹿野 直子      3番・柿木 和恵      4番・佐藤 慎二  
5番・秦 真一      6番・外川 守      7番・湯浅 光二      8番・高倉 伸淳  
9番・松木 一幸      10番・宮嶋 睦子      11番・平 克洋      12番・鷺尾 勲  
13番・浅沼 博実      14番・只石 博幸      15番・一宮 敏昭      16番・清水 利秋  
17番・石尾 卓也      18番・山田 孝      19番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 津村事務局長      小浜事務局次長      大谷農地係長  
澤口農地係主査      北田農地係主査      長根農地係主任  
荒農地係主任      武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 7番・湯浅 光二      8番・高倉 伸淳
- 9 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (4) 議案第4号 現地目証明願について
  - (5) 議案第5号 農地・非農地の判断について
  - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
  - (8) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

## 10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和2年度旭川市農業委員会第8回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は全員19名でありますので、部会規則第8条の規定に基づき、本会は成立しております。
- 議長（山田 孝） 本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 議席番号7番湯浅委員、議席番号8番高倉委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願ひます。
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明願ひます。
- 
- 事務局（澤口 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページから6ページでございます。
- 御審議いただく全体の件数は、所有権移転が東鷹栖地区で2件、江神地区で1件、東旭川地区で2件の計5件、使用貸借権設定が西神楽地区で1件、東旭川地区で1件の計2件、合計7件でございます。
- 番号1番および2番、番号4番および5番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。
- 番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に贈与する案件です。
- 番号6番および7番につきましては、貸主の経営移譲に伴い、所有する農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。
- いずれも、議案補足資料1ページないし7ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について、審議を願ひます。
- 御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局から説明します。

○事務局（荒 主任） 事務局。  
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページでございます。  
御審議いただく件数は、西神楽地区で1件、東旭川地区で1件、合計2件でございます。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議願います。  
番号1番につきましては平委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（平 克洋） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。議案の7ページ番号1をご覧ください。

本件の転用目的は甲種農地において、農家住宅を建設するものであります。

まず、資料9ページの位置図をご覧ください。申請地はJR西聖和駅から東北東方向へ約1.8kmのところに位置します。

次に、資料10ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地には農家住宅として、住宅の他、駐車場、庭、雪堆積場、通路が設置される計画です。

次に、資料11ページの意見書をご覧ください。表の中程にあります農地の区分については、概ね10ha以上の規模となる一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適している農地と区分されることから、甲種農地と判断されます。

甲種農地の転用は原則不許可とされていますが、農地法施行令第11条第1項第2号および農地法施行規則第38条において、市町村農業振興地域整備計画に従って行われるものであって、マスタープランに位置づけられるも

のは許可できることとされており、本件はこれに該当するものです。

申請地以外の代替性についてですが、申請地は、譲渡人および譲受人が同居する持家に隣接し、営農拠点となっているため、営農活動の効率性から、申請地以外に代替地はないものと判断されます。

続きまして、表下部にあります資力および信用については、融資予定証明書にて融資見込みを確認できることから問題なく、また、転用計画から事業に遅滞なく着手する見込みであるため、問題ないと判断されます。

次に12ページの表上部をご覧ください。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、汚水は浄化槽を設置して処理し、雨水は敷地内で自然浸透させることから、周辺への影響はないものと思われま

す。なお、表中程の特定土地改良事業等関係の欄にありますとおり、本申請地は旭東国営土地改良事業の事業地となっていますが、転用後に事業地から地区除外することで、担当部局と協議済みであります。

そして、表下部のとおり、事業計画に従って事業の用に供すること、工事の進捗・完了の旨を報告することを条件に、許可相当と認められるという総合意見に至っております。

なお、本件につきましては、転用面積が30a以下であり、転用目的が甲種農地に農家住宅を建設するものであることから、農地法第5条第3項で準用する農地法第4条第4項に基づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構、北海道農業会議への意見聴取は行わないこととしたいと思

います。  
以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、番号1番について審議いたします。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

発言がありませんので、番号1番について「異議なし」と認め、北海道農業会議に意見聴取は行わず、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。

○委員（平 克洋）

（着席）

○議長（山田 孝）

平委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。  
他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任）

それでは、内容について御説明いたします。  
議案の7ページ番号2をご覧ください。本申請は、令和元年7月の農地部

会にて違反転用として北海道への報告を決定した案件の追認申請の案件であり、甲種農地において使用貸借権を設定し、東屋を設置するものであります。

まず、資料13ページの位置図をご覧ください。申請地は東旭川支所から南東方向へ約0.9kmのところのところに位置します。

次に、資料14ページの土地利用計画図をご覧ください。非農地である464-8の一部から、今回の申請地である464-2の内までがコンクリート敷きとなっており、その上に東屋が設置されております。

次に、資料15ページの意見書をご覧ください。表の中程にあります農地の区分については、概ね10ha以上の規模となる一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適している農地として区分されることから、甲種農地と判断されます。

甲種農地の転用は原則不許可とされていますが、農地法施行規則第35条第5号において、「既存の施設の拡張」(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2を超えないものに限る。)とあり、本件はこれに該当するものです。

申請地以外の代替性についてですが、申請地は、既存事業用地の隣接地であるため、事業効率の観点から、申請地以外に代替地はないものと判断されます。

続きまして、表下部にあります資力および信用、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、既に東屋を設置しており費用は支払い済みであります。

次に16ページの表上部をご覧ください。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は既存施設がある土地から側溝に流れるため、周辺への影響はないものと思われま。

そして、表下部のとおり、事業計画に従って事業の用に供すること、工事の完了の旨を報告することを条件に、許可相当と認められるという総合意見に至っております。

なお、本件につきましては、転用の申請面積が30a以下であります。転用目的が農業用施設等でないこと、また、違反転用の追認案件であることから、農地法第5条第3項で準用する農地法第4条第4項および同第5項、並びに平成28年3月8日第80回北海道農業会議総会での申し合わせに基づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構、北海道農業会議への意見聴取を実施します。

以上でございます。

○議長(山田 孝)

それでは、番号2番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

- 委員 (意見なし。)
- 議長 (山田 孝) 無しということですので、番号2番について「異議なし」と認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。
- 議長 (山田 孝) 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局 (北田 主査) 事務局。  
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは9ページから21ページでございます。  
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が9件、賃貸借権の設定が17件の合計26件となっております。  
地区別の内訳でございますが、所有権移転の9件は、東鷹栖地区が2件、永山地区が4件、西神楽地区が1件、東旭川地区が2件となっております。  
賃貸借権設定の17件につきましては、東鷹栖地区が3件、永山地区が3件、西神楽地区が8件、東旭川地区が3件となっております。  
集積面積は、所有権移転が20.9ヘクタール、賃貸借権設定が35.6ヘクタール、合計で56.5ヘクタールとなっております。  
内容につきましては、所有権移転の番号1番につきましては、農地保有合理化事業による北海道農業公社から生産法人への売却案件でございます。番号2番から9番につきましては、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。  
賃貸借の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が9件、借主変更が3件、新規設定が5件となっております。これらの計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。  
以上でございます。
- 議長 (山田 孝) それでは、所有権移転番号1番ないし9番、賃貸借権設定番号1番ないし17番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)

○議 長（山田 孝） 発言がございませんので、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

---

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。  
事務局より説明願います。

○事務局（大谷 係長） 事務局。  
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは23ページおよび24ページでございます。  
東鷹栖地区で2件、西神楽地区で1件、東旭川地区で3件、合計で6件の願出がありました。  
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、全て願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。  
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） 無しということですので、議案第4号について「異議なし」と認め、証明することを決定いたします。

---

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。  
事務局より説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。  
日程第5議案第5号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。議案の該当ページは25ページでございます。  
今年度、農地利用状況調査において農地の現況確認を行った結果、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない土地について、農林水産省が制定した「農地法の運用について」の第4に基づき、農地部会の議決により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。  
御審議いただく土地は東鷹栖地区の1件、西神楽地区の1件、東旭川地区の1件、合計3件で総面積は2.27ヘクタールとなっており、全地が再生利用が困難と見込まれるB分類の荒廃農地に相当すると確認しております。  
農地に該当しない旨の判断が決定された場合は、土地所有者、北海道、旭

川市、法務局等への関係機関に対してその旨を通知するとともに、農地台帳の整理等を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） 発言がありませんので、議案第5号について「異議なし」と認め、非農地と決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので報告いたします。  
事務局から説明をお願いします。

○事務局（澤口 主査） 事務局。  
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは27ページから29ページでございます。  
本件につきましては、合計5件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で2件、永山地区で1件、東旭川地区で2件となっております。  
届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御



---

報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査）

事務局。

日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは31ページから34ページでございます。

本件については、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が東鷹栖地区から1件、永山地区から1件、西神楽地区から1件、東旭川地区から3件の合計6件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第2号を終わります。

---

○議長（山田 孝）

次に日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。

説明いたします。

○事務局（澤口主査）

事務局。

日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の35ページを御覧ください。

本件につきましては、東鷹栖地区で1件、永山地区で1件、東旭川地区で3件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝） 発言が無いということですので，報告第3号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 以上で，本日の提出案件審議は全て終了いたしました。  
これもちまして，令和2年度旭川市農業委員会第8回定例農地部会を  
閉会いたします。